

令和 年 月 日

当事業者は、\_\_\_\_\_様への訪問看護サービスの提供開始にあたり、重要事項およびサービス内容について説明しました。

事業所所在地 宮崎県宮崎市大字小松 1119 番地  
名 称 訪問看護ステーションやわらぎ  
説 明 者 氏名

私は、訪問看護ステーションやわらぎを利用するにあたり、「訪問看護ステーションやわらぎ重要事項説明書」及び「訪問看護サービスについて」を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

利用者または代理人

住 所 〒 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏 名

続 柄 ( \_\_\_\_\_ )

(利用者番号： \_\_\_\_\_ )

訪問看護ステーションやわらぎ重要事項説明書  
(令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 訪問看護ステーションやわらぎ
- ・開設年月日 平成8年11月20日
- ・所在地 宮崎県宮崎市大字小松 1119 番地
- ・電話番号 0985-48-0316 (訪問リハ: 0985-47-5378)
- ・ファックス番号 0985-48-5123
- ・管理者名 神ノ川 智恵美
- ・介護保険指定番号 指定居宅サービス事業者 (4560190078 号)
- ・健康保険指定番号 指定訪問看護事業者 (0190078 号)

(2) 訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの目的と運営方針

訪問看護(介護予防訪問看護)は、要支援者又は要介護状態にある方に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の状態の維持回復を目指すことを目的としたサービスです。この目的に沿って、当ステーションでは、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[訪問看護ステーションやわらぎの運営方針]

- ① 地域との結びつきを重視し、他の保健、医療機関、福祉サービスと積極的に連携を図るとともに適切な訪問看護(介護予防訪問看護)を実施するため、職員の資質の向上を図り、質のよい看護を提供して、安心と満足が得られるように在宅療養の充実を図ることを基本としています。
- ② 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じております。
- ③ 事業所は、看護師等の清潔保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めております。
- ④ 事業所は、感染や非常災害発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を継続的に実施すること、及び非常時の早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていきます。
- ⑤ 事業所は、当該利用者またはほかの利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- ⑥ 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じてまいります。

(3) 訪問看護ステーションの職員体制

	常勤	非常勤	業 務 内 容
管理者	1		事業所・業務の管理等
看護師	10	1	訪問看護（介護予防訪問看護）計画作成・実施
理学療法士		5	リハビリテーションの計画作成実施
作業療法士		3	リハビリテーションの計画作成実施
言語聴覚士		1	リハビリテーションの計画作成実施
事務員	1		請求業務・事務業務

(4) 営業日時

○営業日：月曜日から日曜日までの毎日

（但し、訪問リハビリは土・日・祝祭日、年末・年始を除きます）

○営業時間：8時30分から17時まで

（但し、訪問リハビリは月曜日から金曜日8時30分～17時30分）

当ステーションでは、居宅サービス計画等の内容により24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。

(5) 事業の通常実施地域

宮崎市内（事業所より片道10km圏内の区域）

※10km以上の方でも、ご相談に応じます。

2. 主なサービスの内容

○病状・障害の観察

○日常生活上の援助

清拭・洗髪などによる清潔の援助

食事（栄養）及び排泄等の援助

ターミナルケア

○診療の補助

褥瘡の予防・処置

点滴・カテーテル管理等の医療処置

○リハビリテーション

○家族の支援

家族への療養上の指導・相談

家族の健康管理

○緊急時の対応

緊急時は、すみやかに主治医への連絡を行ない、医師の指示のもと、必要な処置を行ないます。必要時には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

### 3. 要望及び苦情等の相談

- ・当ステーションには相談の担当職員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。
- ・要望や苦情などは、相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

相談担当者および責任者

看 護：神ノ川 智恵美（電話 0985-48-0316）

リハビリ：三野 結加（電話 0985-47-5378）

当事業所以外に

※宮崎市役所福祉部 介護保険課（電話 0985-21-1777）

※宮崎県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談係（電話 0985-35-5301）

※各市町村の苦情・相談窓口でも相談できます。

## 訪問看護サービスについて

### 1. 保険証等の確認

ご利用者の保険者証や医療受給者証等を毎月確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合はお知らせ下さい。

### 2. 訪問看護の概要

- ①訪問看護は、看護師等が訪問して、病気や障害のために支援を必要とされている方の看護・リハビリを行なうサービスです。医療保険法及び介護保険法でご利用ができます。
- ②理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心とした訪問であるため、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけものとなります。よって、定期的な看護職員の訪問看護が必要となります。どうぞご理解ください。
- ③このサービスを提供するにあたっては、主治医の訪問看護指示書が必要となります。主治医の指示のもと、また、ご利用者・ご家族の希望も十分に取り入れ、訪問看護計画書・リハビリ計画書を作成いたします。計画の内容については同意をいただきます。
- ④訪問看護を実施した時の状態等については、報告書を作成して、主治医・介護支援専門員等へ報告させていただきます。

### 3. 利用料金

- ①介護保険による訪問看護（介護予防訪問看護）（料金表 1 参照）  
介護保険の被保険者で、要介護状態等の認定を受けて主治医が訪問看護（介護予防訪問看護）の必要性を認めた方が対象となります。
- ②医療保険による訪問看護（料金表 2 参照）  
主治医が訪問看護の必要を認めた方で、介護保険の対象でない（非該当）方及び介護保険の利用対象のうち厚生労働大臣が定めた疾患の方等が対象となります。  
（\*①②は各種保険の自己負担割合に応じた料金になります）
- ③保険対象外料金（料金表 3 参照）

### 4. 利用料金の支払い方法

- ・利用月の請求書は翌月の 10 日前後に発行し訪問時にお渡しします。
- ・お支払い方法は、原則金融機関口座自動引き落としさせていただきます。
- ・利用申し込み時に、金融機関を指定していただき専用の申込書にご記入ください。引き落とし日は、利用月の翌月 22 日です

## 5. その他

当ステーションは機能強化型ステーションであり、医療従事者の教育研修施設として看護師等の実習を受け入れております。そのため、実習生が同行訪問をすることがありますのでご協力お願いいたします。

### ※訪問看護指示書と訪問看護特別指示書について

訪問看護指示書:介護保険や医療保険を利用して訪問看護サービスを受けるときに必要な書類で、原則として主治医から交付されます。

訪問看護特別指示書:退院直後の利用者や在宅療養中の利用者の急性増悪など、通常より頻繁な訪問看護が必要となる特別な場合のみ、主治医から交付されます。基本的に1か月に1回、最長14日間まで指示期間があります。訪問看護特別指示書にての訪問は、医療保険となります。

### 訪問看護特別指示書交付にて14日間訪問看護が行われた場合の利用料金

		基本利用料 (10割額)	1割負担額
訪問回数 1回/日	基本利用料: ¥5,550×14=¥77,700 管理療養費: ¥10,030+¥3,000×13=¥49,030 24時間対応: ¥6,800	¥133,530	¥13,353
訪問回数 2回/日 (点滴・処置の為2回 訪問が必要時)	基本利用料: ¥5,550×14=¥77,700 管理療養費: ¥10,030+¥3,000×13=¥49,030 24時間対応: ¥6,800 難病等複数回訪問加算: ¥4,500×14=¥63,000	¥196,530	¥19,653

料金表 1 介護保険による訪問看護（介護予防訪問看護）

（単位：円）

	基本利用料		介護1～5	支援1・2	1 割負担額	
					介護1～5	支援1・2
訪問看護費	20分未満		¥ 3,140	¥ 3,030	¥ 314	¥ 303
	30分未満		¥ 4,710	¥ 4,510	¥ 471	¥ 451
	30分以上1時間未満		¥ 8,230	¥ 7,940	¥ 823	¥ 794
	1時間以上1時間半未満		¥ 11,280	¥ 10,900	¥ 1,128	¥ 1,090
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリ(20分/1回)*1日2回を超えて実施する場合は90/100(予防は50/100)		¥ 2,940	¥ 2,840	¥ 294	¥ 284
	*リハビリスタッフの訪問回数が看護師の訪問回数を超えた場合、¥80/回の減算となります。(注1)					
	*予防介護リハビリは、12ヶ月を超えた場合、¥150/回の減算となります。					
	*サービス提供体制加算Ⅰとして、訪問1回につき上記料金を¥60が加算されます。					
	*夜間・早朝または深夜に訪問した場合は、上記料金を25%または50%加算されます。					
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合(月1回)				¥ 29,610	¥ 2,961
*要介護5の利用者の場合は¥8,000加算されます。						
*特別指示等の医療保険の訪問期間は¥970/日減算されます。						
*要介護5の変更、短期入所利用時は日割計算します。						
*サービス提供体制加算(月1回)として、上記料金を¥500加算されます。						
加算					1 割負担額	
	緊急時訪問看護加算(月1回)	(注2)		¥ 6,000	¥ 600	
	看護体制強化加算(Ⅱ)			¥ 2,000	¥ 200	
	特別管理加算(月1回)	(注3)	(Ⅰ)	¥ 5,000	¥ 500	
			(Ⅱ)	¥ 2,500	¥ 250	
	複数名訪問看護加算(月1回)	(注4)	30分未満	¥ 2,540	¥ 254	
			30分以上	¥ 4,020	¥ 402	
	長時間訪問看護加算(1回につき)	(注5)		¥ 3,000	¥ 300	
	退院時共同指導加算(退院または退所後の初回訪問時に1回または2回)	(注6)		¥ 6,000	¥ 600	
	初回加算(初回の訪問看護を行った月に1回)	(注7)	(Ⅰ)	¥ 3,500	¥ 350	
			(Ⅱ)	¥ 3,000	¥ 300	
ターミナルケア加算(適応時)			¥ 25,000	¥ 2,500		
口腔管理に係る連携	(注8)		¥ 500	¥ 50		
専門管理加算(月1回)	(注9)		¥ 2,500	¥ 250		

令和7年1月1日現在

(注1) 緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算を算定している場合、前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合、1回につき¥80減算となります。

(注2) 24時間の連絡相談及び緊急時訪問が行なえる体制をとっておりますので、1月につき加算されます。

- (注3) 特別な管理を必要とする状態（厚生労働大臣が定める状態ⅠまたはⅡ）については、ひと月につき（Ⅰ）または（Ⅱ）が加算されます。
- (注4) 厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して、指定訪問看護を行った場合に、訪問1回につき加算されます。
- (注5) 厚生労働大臣が定める状態等にあり特別管理加算が認められている利用者に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後も引き続き訪問看護を行って、通算1時間30分以上となる場合に1回につき加算されます。
- (注6) 退院または退所前に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を受け、その内容を文書により提供された場合に加算されます。
- (注7) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合、初回加算（Ⅰ）が算定されます。
- (注8) 口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及びケアマネジャーに対し、当該評価の結果を情報提供した場合に加算されます。
- (注9) ①緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、主治医からうけた訪問看護指示書に基づき定期的（1月に1回以上）に指定訪問看護を行ない、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的に管理を行なった場合に加算されます。
- ②特定行為研修を修了した看護師が医科点数表の手順書加算を算定する利用者に対して行った場合に加算されます（主治医から交付された手順書について主治医とともに利用者の状態に応じて手順書の妥当性を検討する）
- ・訪問看護において以下の専門の管理を必要とするものに限る
    - ア. 気管カニューレの交換
    - イ. 胃ろうカテーテルもしくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
    - ウ. ~~膀胱ろうカテーテルの交換~~（非該当）
    - エ. 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
    - オ. 創傷に対する陰圧閉鎖療法（非該当）
    - カ. 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
    - キ. 脱水症状に対する輸液による補正

料金表 2 医療保険による訪問看護

(単位：円)

	基本利用料	管理療養費		24時間 対応体制	基本利用料 (10割額)	1割負担額
		月の1回目	2回目以降			
月1回	¥ 5,550×1	¥ 10,030		¥ 6,800	¥ 22,380	¥ 2,238
月4回	¥ 5,550×4	¥ 10,030	¥ 3,000×3	¥ 6,800	¥ 48,030	¥ 4,803
月8回	¥ 5,550×8	¥ 10,030	¥ 3,000×7	¥ 6,800	¥ 82,230	¥ 8,223
月12回	¥ 5,550×12	¥ 10,030	¥ 3,000×11	¥ 6,800	¥ 116,430	¥ 11,643
月30回 (注1)	¥ 5,550×12 ¥ 6,550×18	¥ 10,030	¥ 3,000×29	¥ 6,800	¥ 288,330	¥ 28,833
夜間・早朝・深夜に訪問した場合は上記料金に加算されます。		夜間(午後6時～午後10時) 早朝(午前6時～午前8時)			¥ 2,100	¥ 210
		深夜(午後10時～翌午前6時)			¥ 4,200	¥ 420
訪問看護管理療養費					¥ 13,230	¥ 1,323
加算	乳幼児加算		(注2)		¥ 1,800	¥ 180
			(注3)		¥ 1,300	¥ 130
	難病等複数回訪問加算 (注4)		1日2回		¥ 4,500	¥ 450
			1日3回		¥ 8,000	¥ 800
	特別管理加算(月1回)		(注5)		¥ 5,000	¥ 500
			(注6)		¥ 2,500	¥ 250
	長時間訪問看護加算		(週1回)(注7)		¥ 5,200	¥ 520
	複数名訪問看護加算		(週1回)(注8)		¥ 4,500	¥ 450
	退院時共同指導加算 (適応時)		(注9)		¥ 8,000	¥ 800
			(注10)		¥ 2,000	¥ 200
	退院支援指導加算 (適応時)		(注11)		¥ 6,000	¥ 600
	在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 (適応時)		(注12)		¥ 2,000	¥ 200
	ターミナル療養費(適応時)				¥ 25,000	¥ 2,500
	専門管理加算(月1回)		(注13)		¥ 2,500	¥ 250
	訪問看護ベースアップ評価料(I)		(注14)		¥ 780	¥ 78
	24時間体制加算		(注15)		¥ 6,800	¥ 680
	緊急訪問看護加算		月14日目まで(注16)			¥ 2,650
月15日目以降				¥ 2,000	¥ 200	
訪問看護医療DX情報活用加算		(注17)		¥ 50	¥ 5	

令和7年4月1日現在

- (注1) 下記の①～③に該当するご利用者は、週4日以上訪問看護が可能です。但し週の4日目以降の看護師の訪問は基本利用料が6,550円になります。
- (注2) 超重症児又は準超重症児等厚生労働大臣が定める者にあてはまる場合に算定します。
- (注3) (注2)以外の場合に算定します。
- (注4) 下記の①～③に該当するご利用者は、1日複数回の訪問看護が可能です。
- (注5) (注6)下記の③に該当するご利用者は、1月につき加算されます。

- (注 7) 下記の②③⑤⑥のいずれかに該当するご利用者に、通算 90 分以上となる場合に、②③は週 1 回、⑤⑥は週 3 回まで加算されます。
- (注 8) 下記の①～④のいずれかに該当するご利用者に、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合に算定されます。
- (注 9) 退院前に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を受け、その内容を文書により提供された場合に加算されます。
- (注 10) 下記の③に該当するご利用者は、(注 8) を受けた場合に加算されます。
- (注 11) 下記の①または③に該当するご利用者が退院された日の翌日以降初日の訪問看護に加算されます。
- ①厚生労働大臣が定める疾病等
  - ②特別訪問看護指示期間中にあるご利用者
  - ③特別な管理を必要とするご利用者
  - ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
  - ⑤15 歳未満の超重症児または準超重症児
  - ⑥15 歳未満の医療的ケアが必要な児
  - ⑦厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行ったとき (8,400 円)
- (注 12) 利用者の急変や診療方針の変更に伴い、主治医の求めによりカンファレンスが行われた場合に加算されます。
- (注 13)
- ①緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、主治医からうけた訪問看護指示書に基づき定期的 (1 月に 1 回以上) に指定訪問看護を行ない、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的に管理を行なった場合に加算されます。
  - ②特定行為研修を修了した看護師が医科点数表の手順書加算を算定する利用者に対して行った場合に加算されます (主治医から交付された手順書について主治医とともに利用者の状態に応じて手順書の妥当性を検討する)
- ・訪問看護において以下の専門の管理を必要とするものに限る
    - ア. 気管カニューレの交換
    - イ. 胃ろうカテーテルもしくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
    - ウ. 膀胱ろうカテーテルの交換 (非該当)
    - エ. 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
    - オ. 創傷に対する陰圧閉鎖療法 (非該当)
    - カ. 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
    - キ. 脱水症状に対する輸液による補正
- (注 14) 勤務する看護職員その他の医療関係職種継続的賃金改善を目指し、人員不足を解消するため、月 1 回加算されます。職員の定着率の向上を図り、適正なサービス提供と質の向上を図ってまいります。
- (注 15) 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行い、連絡相談及び緊急時訪問が行なえる体制をとっておりますので、1 月につき加算されます。
- (注 16) 利用者や家族の緊急の訪問の希望に応じて、主治医の指示に基づき訪問した際に加算されます。
- (注 17) 訪問看護療養費を電子情報処理組織の使用にて請求し、体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてウェブサイトへの掲載を行なっている場合に加算されます。

料金表 3 保険対象外料金

<p>交通費（医療保険利用者）</p>	<p>訪問看護ステーションから利用者宅までの往復の距離分の交通費 1回訪問毎 1kmにつき 22 円（税込） ※1km 未満の端数は四捨五入</p>
<p>90 分を超える利用料</p>	<p>1 時間につき 2,200 円（税込） （※上記①～③以外に該当するご利用者、上記①～③に該当する利用者で週の 2 回目からの 90 分を超える利用の場合、⑤⑥に該当する利用者で週の 4 回目からの 90 分を超える利用の場合）</p>
<p>保険対象外の時間</p>	<p>1 時間につき 2,200 円（税込） （ご遺体のケアに掛かる時間、入院中の外出・外泊時の支援、保険外の訪問等）</p>
<p>ご遺体のケア</p>	<p>処置料として 11,000 円（税込）</p>

(控)

令和 年 月 日

当事業者は、\_\_\_\_\_様への訪問看護サービスの提供開始にあたり、重要事項およびサービス内容について説明しました。

事業所所在地 宮崎県宮崎市大字小松 1119 番地  
名 称 訪問看護ステーションやわらぎ  
説 明 者 氏名

私は、訪問看護ステーションやわらぎを利用するにあたり、「訪問看護ステーションやわらぎ重要事項説明書」及び「訪問看護サービスについて」を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

利用者または代理人

住 所 〒 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏 名

続 柄 ( \_\_\_\_\_ )

(利用者番号： \_\_\_\_\_ )

(控)

訪問看護ステーションやわらぎ重要事項説明書  
(令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 訪問看護ステーションやわらぎ
- ・開設年月日 平成8年11月20日
- ・所在地 宮崎県宮崎市大字小松 1119 番地
- ・電話番号 0985-48-0316 (訪問リハ: 0985-47-5378)
- ・ファックス番号 0985-48-5123
- ・管理者名 神ノ川 智恵美
- ・介護保険指定番号 指定居宅サービス事業者 (4560190078 号)
- ・健康保険指定番号 指定訪問看護事業者 (0190078 号)

(2) 訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの目的と運営方針

訪問看護(介護予防訪問看護)は、要支援者又は要介護状態にある方に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の状態の維持回復を目指すことを目的としたサービスです。この目的に沿って、当ステーションでは、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[訪問看護ステーションやわらぎの運営方針]

- ① 地域との結びつきを重視し、他の保健、医療機関、福祉サービスと積極的に連携を図るとともに適切な訪問看護(介護予防訪問看護)を実施するため、職員の資質の向上を図り、質のよい看護を提供して、安心と満足が得られるように在宅療養の充実を図ることを基本としています。
- ② 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じております。
- ③ 事業所は、看護師等の清潔保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めております。
- ④ 事業所は、感染や非常災害発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を継続的に実施すること、及び非常時の早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていきます。
- ⑤ 事業所は、当該利用者またはほかの利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- ⑥ 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じてまいります。

(控)

(3) 訪問看護ステーションの職員体制

	常勤	非常勤	業 務 内 容
管理者	1		事業所・業務の管理等
看護師	10	1	訪問看護（介護予防訪問看護）計画作成・実施
理学療法士		5	リハビリテーションの計画作成実施
作業療法士		3	リハビリテーションの計画作成実施
言語聴覚士		1	リハビリテーションの計画作成実施
事務員	1		請求業務・事務業務

(4) 営業日時

○営業日：月曜日から日曜日までの毎日

（但し、訪問リハビリは土・日・祝祭日、年末・年始を除きます）

○営業時間：8時30分から17時まで

（但し、訪問リハビリは月曜日から金曜日8時30分～17時30分）

当ステーションでは、居宅サービス計画等の内容により24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。

(5) 事業の通常実施地域

宮崎市内（事業所より片道10km圏内の区域）

※10km以上の方でも、ご相談に応じます。

2. 主なサービスの内容

○病状・障害の観察

○日常生活上の援助

清拭・洗髪などによる清潔の援助

食事（栄養）及び排泄等の援助

ターミナルケア

○診療の補助

褥瘡の予防・処置

点滴・カテーテル管理等の医療処置

○リハビリテーション

○家族の支援

家族への療養上の指導・相談

家族の健康管理

○緊急時の対応

緊急時は、すみやかに主治医への連絡を行ない、医師の指示のもと、必要な処置を行ないます。必要時には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

(控)

3. 要望及び苦情等の相談

- ・当ステーションには相談の担当職員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。
- ・要望や苦情などは、相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

相談担当者および責任者

看 護：神ノ川 智恵美（電話 0985-48-0316）

リハビリ：三野 結加（電話 0985-47-5378）

当事業所以外に

※宮崎市役所福祉部 介護保険課（電話 0985-21-1777）

※宮崎県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談係（電話 0985-35-5301）

※各市町村の苦情・相談窓口でも相談できます。

(控)

## 訪問看護サービスについて

### 1. 保険証等の確認

ご利用者の保険者証や医療受給者証等を毎月確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合はお知らせ下さい。

### 2. 訪問看護の概要

- ①訪問看護は、看護師等が訪問して、病気や障害のために支援を必要とされている方の看護・リハビリを行なうサービスです。医療保険法及び介護保険法でご利用ができます。
- ②理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心とした訪問であるため、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけものとなります。よって、定期的な看護職員の訪問看護が必要となります。どうぞご理解ください。
- ③このサービスを提供するにあたっては、主治医の訪問看護指示書が必要となります。主治医の指示のもと、また、ご利用者・ご家族の希望も十分に取り入れ、訪問看護計画書・リハビリ計画書を作成いたします。計画の内容については同意をいただきます。
- ④訪問看護を実施した時の状態等については、報告書を作成して、主治医・介護支援専門員等へ報告させていただきます。

### 3. 利用料金

- ①介護保険による訪問看護（介護予防訪問看護）（料金表 1 参照）  
介護保険の被保険者で、要介護状態等の認定を受けて主治医が訪問看護（介護予防訪問看護）の必要性を認めた方が対象となります。
- ②医療保険による訪問看護（料金表 2 参照）  
主治医が訪問看護の必要を認めた方で、介護保険の対象でない（非該当）方及び介護保険の利用対象のうち厚生労働大臣が定めた疾患の方等が対象となります。  
（\*①②は各種保険の自己負担割合に応じた料金になります）
- ③保険対象外料金（料金表 3 参照）

### 4. 利用料金の支払い方法

- ・利用月の請求書は翌月の 10 日前後に発行し訪問時にお渡しします。
- ・お支払い方法は、原則金融機関口座自動引き落とさせていただきます。
- ・利用申し込み時に、金融機関を指定していただき専用の申込書にご記入ください。引き落とし日は、利用月の翌月 22 日です

(控)

## 5. その他

当ステーションは機能強化型ステーションであり、医療従事者の教育研修施設として看護師等の実習を受け入れております。そのため、実習生が同行訪問をすることがありますのでご協力お願いいたします。

### ※訪問看護指示書と訪問看護特別指示書について

訪問看護指示書:介護保険や医療保険を利用して訪問看護サービスを受けるときに必要な書類で、原則として主治医から交付されます。

訪問看護特別指示書:退院直後の利用者や在宅療養中の利用者の急性増悪など、通常より頻繁な訪問看護が必要となる特別な場合のみ、主治医から交付されます。基本的に1か月に1回、最長14日間まで指示期間があります。訪問看護特別指示書にての訪問は、医療保険となります。

### 訪問看護特別指示書交付にて14日間訪問看護が行われた場合の利用料金

		基本利用料 (10割額)	1割負担額
訪問回数 1回/日	基本利用料: ¥5,550×14=¥77,700 管理療養費: ¥10,030+¥3,000×13=¥49,030 24時間対応: ¥6,800	¥133,530	¥13,353
訪問回数 2回/日 (点滴・処置の為2回 訪問が必要時)	基本利用料: ¥5,550×14=¥77,700 管理療養費: ¥10,030+¥3,000×13=¥49,030 24時間対応: ¥6,800 難病等複数回訪問加算: ¥4,500×14=¥63,000	¥196,530	¥19,653

(控)

料金表 1 介護保険による訪問看護 (介護予防訪問看護)

(単位:円)

	基本利用料	介護1~5	支援1・2	1割負担額		
				介護1~5	支援1・2	
訪問看護費	20分未満	¥ 3,140	¥ 3,030	¥ 314	¥ 303	
	30分未満	¥ 4,710	¥ 4,510	¥ 471	¥ 451	
	30分以上1時間未満	¥ 8,230	¥ 7,940	¥ 823	¥ 794	
	1時間以上1時間半未満	¥ 11,280	¥ 10,900	¥ 1,128	¥ 1,090	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリ(20分/1回)*1日2回を超えて実施する場合は90/100(予防は50/100)	¥ 2,940	¥ 2,840	¥ 294	¥ 284	
	*リハビリスタッフの訪問回数が看護師の訪問回数を超えた場合、¥80/回の減算となります。(注1) *予防介護リハビリは、12ヶ月を超えた場合、¥150/回の減算となります。					
	*サービス提供体制加算Ⅰとして、訪問1回につき上記料金を¥60が加算されます。 *夜間・早朝または深夜に訪問した場合は、上記料金を25%または50%加算されます。					
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合(月1回)		¥ 29,610	¥ 2,961		
	*要介護5の利用者の場合は¥8,000加算されます。 *特別指示等の医療保険の訪問期間は¥970/日減算されます。 *要介護5の変更、短期入所利用時は日割計算します。 *サービス提供体制加算(月1回)として、上記料金を¥500加算されます。					
	加算				1割負担額	
緊急時訪問看護加算(月1回)		(注2)		¥ 6,000	¥ 600	
看護体制強化加算(Ⅱ)				¥ 2,000	¥ 200	
特別管理加算(月1回)		(注3)	(Ⅰ)	¥ 5,000	¥ 500	
			(Ⅱ)	¥ 2,500	¥ 250	
複数名訪問看護加算(月1回)		(注4)	30分未満	¥ 2,540	¥ 254	
			30分以上	¥ 4,020	¥ 402	
長時間訪問看護加算(1回につき)		(注5)		¥ 3,000	¥ 300	
退院時共同指導加算(退院または退所後の初回訪問時に1回または2回)		(注6)		¥ 6,000	¥ 600	
初回加算(初回の訪問看護を行った月に1回)		(注7)	(Ⅰ)	¥ 3,500	¥ 350	
			(Ⅱ)	¥ 3,000	¥ 300	
ターミナルケア加算(適応時)			¥ 25,000	¥ 2,500		
口腔管理に係る連携	(注8)		¥ 500	¥ 50		
専門管理加算(月1回)	(注9)		¥ 2,500	¥ 250		

令和7年1月1日現在

(注1) 緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算を算定している場合、前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合、1回につき¥80減算となります。

(注2) 24時間の連絡相談及び緊急時訪問が行なえる体制をとっておりますので、1月につき加算されます。

(控)

- (注3) 特別な管理を必要とする状態（厚生労働大臣が定める状態ⅠまたはⅡ）については、ひと月につき（Ⅰ）または（Ⅱ）が加算されます。
- (注4) 厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して、指定訪問看護を行った場合に、訪問1回につき加算されます。
- (注5) 厚生労働大臣が定める状態等にあり特別管理加算が認められている利用者に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後も引き続き訪問看護を行って、通算1時間30分以上となる場合に1回につき加算されます。
- (注6) 退院または退所前に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を受け、その内容を文書により提供された場合に加算されます。
- (注7) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合、初回加算（Ⅰ）が算定されます。
- (注8) 口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及びケアマネジャーに対し、当該評価の結果を情報提供した場合に加算されます。
- (注9) ①緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、主治医からうけた訪問看護指示書に基づき定期的（1月に1回以上）に指定訪問看護を行ない、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的に管理を行なった場合に加算されます。
- ②特定行為研修を修了した看護師が医科点数表の手順書加算を算定する利用者に対して行った場合に加算されます（主治医から交付された手順書について主治医とともに利用者の状態に応じて手順書の妥当性を検討する）
- ・訪問看護において以下の専門の管理を必要とするものに限る
    - ア. 気管カニューレの交換
    - イ. 胃ろうカテーテルもしくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
    - ウ. ~~膀胱ろうカテーテルの交換~~（非該当）
    - エ. 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
    - オ. 創傷に対する陰圧閉鎖療法（非該当）
    - カ. 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
    - キ. 脱水症状に対する輸液による補正

(控)

料金表 2 医療保険による訪問看護

(単位：円)

	基本利用料	管理療養費		24 時間 対応体制	基本利用料 (10 割額)	1 割負担額
		月の 1 回目	2 回目以降			
月 1 回	¥ 5,550×1	¥ 10,030		¥ 6,800	¥ 22,380	¥ 2,238
月 4 回	¥ 5,550×4	¥ 10,030	¥ 3,000×3	¥ 6,800	¥ 48,030	¥ 4,803
月 8 回	¥ 5,550×8	¥ 10,030	¥ 3,000×7	¥ 6,800	¥ 82,230	¥ 8,223
月 12 回	¥ 5,550×12	¥ 10,030	¥ 3,000×11	¥ 6,800	¥ 116,430	¥ 11,643
月 30 回 (注 1)	¥ 5,550×12 ¥ 6,550×18	¥ 10,030	¥ 3,000×29	¥ 6,800	¥ 288,330	¥ 28,833
夜間・早朝・深夜に訪問した場合は上記料金に加算されます。		夜間(午後 6 時～午後 10 時) 早朝(午前 6 時～午前 8 時)			¥ 2,100	¥ 210
		深夜(午後 10 時～翌午前 6 時)			¥ 4,200	¥ 420
訪問看護管理療養費					¥ 13,230	¥ 1,323
加 算	乳幼児加算		(注 2)		¥ 1,800	¥ 180
			(注 3)		¥ 1,300	¥ 130
	難病等複数回訪問加算 (注 4)		1 日 2 回		¥ 4,500	¥ 450
			1 日 3 回		¥ 8,000	¥ 800
	特別管理加算(月 1 回)		(注 5)		¥ 5,000	¥ 500
			(注 6)		¥ 2,500	¥ 250
	長時間訪問看護加算		(週 1 回)(注 7)		¥ 5,200	¥ 520
	複数名訪問看護加算		(週 1 回)(注 8)		¥ 4,500	¥ 450
	退院時共同指導加算 (適応時)		(注 9)		¥ 8,000	¥ 800
			(注 10)		¥ 2,000	¥ 200
	退院支援指導加算 (適応時)		(注 11)		¥ 6,000	¥ 600
	在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 (適応時)		(注 12)		¥ 2,000	¥ 200
	ターミナル療養費(適応時)				¥ 25,000	¥ 2,500
	専門管理加算(月 1 回)		(注 13)		¥ 2,500	¥ 250
	訪問看護ベースアップ評価 料(Ⅰ)		(注 14)		¥ 780	¥ 78
24 時間体制加算		(注 15)		¥ 6,800	¥ 680	
緊急訪問看護加算		月 14 日目まで(注 16)			¥ 2,650	¥ 265
		月 15 日目以降			¥ 2,000	¥ 200
訪問看護医療 DX 情報活用 加算		(注 17)		¥ 50	¥ 5	

令和 7 年 1 月 1 日現在

- (注 1) 下記の①～③に該当するご利用者は、週 4 日以上 of 訪問看護が可能です。但し週 of 4 日目以降 of 看護師 of 訪問は基本利用料が 6,550 円になります。
- (注 2) 超重症児又は準超重症児等厚生労働大臣が定める者にあてはまる場合に算定します。
- (注 3) (注 2)以外 of 場合に算定します。
- (注 4) 下記の①～③に該当するご利用者は、1 日複数回 of 訪問看護が可能です。
- (注 5) (注 6)下記 of ③に該当するご利用者は、1 月につき加算されます。

(控)

- (注 7) 下記の②③⑤⑥のいずれかに該当するご利用者に、通算 90 分以上となる場合に、②③は週 1 回、⑤⑥は週 3 回まで加算されます。
- (注 8) 下記の①～④のいずれかに該当するご利用者に、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合に算定されます。
- (注 9) 退院前に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を受け、その内容を文書により提供された場合に加算されます。
- (注 10) 下記の③に該当するご利用者は、(注 8) を受けた場合に加算されます。
- (注 11) 下記の①または③に該当するご利用者が退院された日の翌日以降初日の訪問看護に加算されます。
- ①厚生労働大臣が定める疾病等
  - ②特別訪問看護指示期間中にあるご利用者
  - ③特別な管理を必要とするご利用者
  - ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
  - ⑤15 歳未満の超重症児または準超重症児
  - ⑥15 歳未満の医療的ケアが必要な児
  - ⑦厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行ったとき (8,400 円)
- (注 12) 利用者の急変や診療方針の変更に伴い、主治医の求めによりカンファレンスが行われた場合に加算されます。
- (注 13)
- ①緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、主治医からうけた訪問看護指示書に基づき定期的 (1 月に 1 回以上) に指定訪問看護を行ない、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的に管理を行なった場合に加算されます。
  - ②特定行為研修を修了した看護師が医科点数表の手順書加算を算定する利用者に対して行った場合に加算されます (主治医から交付された手順書について主治医とともに利用者の状態に応じて手順書の妥当性を検討する)
- ・訪問看護において以下の専門の管理を必要とするものに限る
    - ア. 気管カニューレの交換
    - イ. 胃ろうカテーテルもしくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
    - ウ. 膀胱ろうカテーテルの交換 (非該当)
    - エ. 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
    - オ. 創傷に対する陰圧閉鎖療法 (非該当)
    - カ. 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
    - キ. 脱水症状に対する輸液による補正
- (注 14) 勤務する看護職員その他の医療関係職種の継続的賃金改善を目指し、人員不足を解消するため、月 1 回加算されます。職員の定着率の向上を図り、適正なサービス提供と質の向上を図ってまいります。
- (注 15) 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行い、連絡相談及び緊急時訪問が行なえる体制をとっておりますので、1 月につき加算されます。
- (注 16) 利用者や家族の緊急の訪問の希望に応じて、主治医の指示に基づき訪問した際に加算されます。
- (注 17) 訪問看護療養費を電子情報処理組織の使用にて請求し、体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてウェブサイトへの掲載を行なっている場合に加算されます。

(控)

料金表 3 保険対象外料金

交通費 (医療保険利用者)	訪問看護ステーションから利用者宅までの往復の距離分の交通費 1回訪問毎 1kmにつき 22 円 (税込) ※1km 未満の端数は四捨五入
90 分を超える利用料	1 時間につき 2,200 円 (税込) (※上記①～③以外に該当するご利用者、上記①～③に該当する利用者で週の 2 回目からの 90 分を超える利用の場合、⑤⑥に該当する利用者で週の 4 回目からの 90 分を超える利用の場合)
保険対象外の時間	1 時間につき 2,200 円 (税込) (ご遺体のケアに掛かる時間、入院中の外出・外泊時の支援、保険外の訪問等)
ご遺体のケア	処置料として 11,000 円 (税込)